

地方議会議員年金制度検討会開催要領

1 趣旨

市町村合併の大規模かつ急速な進展に伴う会員数の予想を上回る減少、年金受給者の増加、行政改革に連動した議員定数・議員報酬の削減により、近年、地方議会議員年金の財政は極めて厳しい状況にある。

このため、地方議会議員年金制度を将来にわたって安定した制度とするために講すべき具体的施策について、幅広く議論していただくため、学識経験者、地方議会議員共済会代表等で構成する検討会を開催する。

2 構成

学識経験者、地方議会議員共済会代表等で構成し、構成員は8名とする。

3 運営

- (1) 検討会は、必要があるときは関係者の出席を求め、意見の聴取等を行う。
- (2) 検討会の庶務は、総務省自治行政局公務員部福利課において処理する。
- (3) この要領に定めるもののほか、議事の運営その他検討会の運営に関し必要な事項は、座長が決定する。